

中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊1 収益力改善支援実施要領 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
<p>1. 事業の目的</p> <p>「中小企業活性化パッケージ」(2022年3月4日公表)の策定に合わせ、これまで協議会が培ってきた再生計画策定支援における金融機関調整能力、新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール支援におけるアクションプランの策定支援能力を一層活かすため、有事に移行しそうな中小企業者に対し、有事に移行しないよう収益力の改善に向けた支援を実施する「収益力改善支援」を新設した。また、「<u>収益力改善支援に関する実務指針</u>」(2022年12月2日公表)の策定に合わせ、<u>ガバナンス体制の整備支援の観点を取り込むことを明確化した</u>。協議会は収益力改善支援を実施することで、協議会の「中小企業の駆け込み寺」としての機能を一層発揮し、中小企業の活力の再生を図る。</p> <p>なお、収益力改善支援は、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」(2022年3月4日公表、4月15日適用開始)第二部1.(2)④記載の、予防的対応にあたる支援である。</p>	<p>1. 事業の目的</p> <p>「中小企業活性化パッケージ」(2022年3月4日公表)の策定に合わせ、これまで協議会が培ってきた再生計画策定支援における金融機関調整能力、新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール支援におけるアクションプランの策定支援能力を一層活かすため、有事に移行しそうな中小企業者に対し、有事に移行しないよう収益力の改善に向けた支援を実施する「収益力改善支援」を新設した。協議会は収益力改善支援を実施することで、協議会の「中小企業の駆け込み寺」としての機能を一層発揮し、中小企業の活力の再生を図る。</p> <p>なお、収益力改善支援は、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」(2022年3月4日公表、4月15日適用開始)第二部1.(2)④記載の、予防的対応にあたる支援である。</p>
<p>2. 本支援の対象となる中小企業者</p> <p>本支援の対象となる中小企業者とは、事業環境や社会環境の変化等に十分に対応できない事象が生じる等して、収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じるおそれがある者とする。過去に協議会事業に基づく新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール支援及び再生計画策定支援を受けた中小企業者についても同様に本支援の対象に含めるものとするが、<u>本支援のうち後記3.(3)①に基づき収益力改善計画の成立した中小企業者については本支援の対象に含めないものとし、支援業務部門は、本支援の周知に努めるものとする。</u></p>	<p>2. 本支援の対象となる中小企業者</p> <p>本支援の対象となる中小企業者とは、事業環境や社会環境の変化等に十分に対応できない事象が生じる等して、収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じるおそれがある者とする。過去に協議会事業に基づく新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール支援及び再生計画策定支援を受けた中小企業者についても同様に本支援の対象に含めるものとし、支援業務部門は、本支援の周知に努めるものとする。</p>

<p>3. 収益力改善支援（第二次対応）</p> <p>（1）収益力改善支援の開始</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 統括責任者は、中小企業者の資金繰りの状況等から判断し、必要であると判断した場合には、主要債権者等及び必要な対象債権者に対し、元金返済猶予の要請を行うとともに、収益力改善支援を行うことを伝え、協力を要請する。また、主要債権者等に対し、収益力改善計画の<u>策定支援</u>を要請する。</p> <p>⑤ （略）</p> <p>（2）収益力改善計画案の作成・内容</p> <p>① 相談企業は、主要債権者等の協力のもと、収益力改善計画案を作成する。収益力改善計画案においては、1年間から3年間の収益力改善計画遂行中の行動計画（収益力改善アクションプラン）及び簡易な収支・資金繰り計画<u>作成のほか、必要に応じてガバナンス体制の整備に向けた助言や、支援を含めた計画の作成を行う。</u>ただし、3.（1）④に基づき、統括責任者が主要債権者等及び必要な対象債権者に対し、金融支援の要請を行う場合には、1年間の収益力改善計画案とする。</p> <p>② （略）</p> <p>（3）～（5） （略）</p>	<p>3. 収益力改善支援（第二次対応）</p> <p>（1）収益力改善支援の開始</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 統括責任者は、中小企業者の資金繰りの状況等から判断し、必要であると判断した場合には、主要債権者等及び必要な対象債権者に対し、元金返済猶予の要請を行うとともに、収益力改善支援を行うことを伝え、協力を要請する。また、主要債権者等に対し、収益力改善計画の<u>作成支援</u>を要請する。</p> <p>⑤ （略）</p> <p>（2）収益力改善計画案の作成・内容</p> <p>① 相談企業は、主要債権者等の協力のもと、収益力改善計画案を作成する。収益力改善計画案においては、1年間から3年間の収益力改善計画遂行中の行動計画（収益力改善アクションプラン）及び簡易な収支・資金繰り計画<u>を作成する。</u>ただし、3.（1）④に基づき、統括責任者が主要債権者等及び必要な対象債権者に対し、金融支援の要請を行う場合には、1年間の収益力改善計画案とする。</p> <p>② （略）</p> <p>（3）～（5） （略）</p>
<p>4. （略）</p>	<p>4. （略）</p>

5. 収益力改善支援が完了した案件のフォローアップ

(1) 収益力改善計画遂行状況等のモニタリング

① 支援業務部門は、主要債権者等と連携の上、収益力改善計画策定支援の完了後、同計画の遂行期間中、少なくとも1年毎に相談企業の収益力改善計画遂行状況等のモニタリングを行う。ただし、3.(1)④に基づき、統括責任者が主要債権者等及び必要な対象債権者に対し、金融支援の要請を行った場合は、少なくとも四半期毎に相談企業の収益力改善計画遂行状況等のモニタリングを行う。

② (略)

(2) 再生支援への移行等

支援業務部門は、収益力改善計画策定支援の完了後、同計画の遂行期間中又は同計画の遂行期間経過後において、モニタリングの結果等を踏まえ、相談企業について再生支援を行うことが適当であると判断した場合には、相談企業の申し出を受け、再生支援を行うものとする。

5. 収益力改善支援が完了した案件のフォローアップ

(1) 収益力改善計画遂行状況等のモニタリング

① 支援業務部門は、主要債権者等と連携の上、収益力改善期間中、少なくとも1年毎に相談企業の収益力改善計画遂行状況等のモニタリングを行う。ただし、3.(1)④に基づき、統括責任者が主要債権者等及び必要な対象債権者に対し、金融支援の要請を行った場合は、少なくとも四半期毎に相談企業の収益力改善計画遂行状況等のモニタリングを行う。

② (略)

(2) 再生支援への移行等

支援業務部門は、収益力改善期間中又は収益力改善期間経過後において、モニタリングの結果等を踏まえ、相談企業について再生支援を行うことが適当であると判断した場合には、相談企業の申し出を受け、再生支援を行うものとする。